

鞍手町工場等設置奨励に係る課税免除措置の範囲に関する要綱~~（案）~~

（趣旨）

第1条 この要綱は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例施行規則（昭和37年鞍手町規則第2号。以下「規則」という。）第2条の2第1項第1号に規定された建物及び附属設備（以下「建物等」という。）並びに同項第2号に規定された機械及び装置（以下「機械等」という。）の課税免除措置の範囲について定めるものとする。

（対象となる建物等）

第2条 規則第2条の2第1項第1号に規定する建物等の範囲については、別表1のとおりとする。

（対象となる機械等）

第3条 規則第2条の2第1項第2号に規定する機械等の範囲については、別表2のとおりとする。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

業種別	範囲
規則第 1 条の 2 第 1 号、第 2 号及び第 3 号	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の適用を受ける設備を有する工場等に該当し、かつ過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定の適用を受け、かつ減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 の対象建物等の耐用年数を適用する建物等
規則第 1 条の 2 第 4 号、第 5 号及び第 6 号	上欄の範囲に準ずる

別表 2 (第 3 条関係)

業種別	範囲
規則第 1 条の 2 第 1 号、第 2 号及び第 3 号	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の適用を受ける機械等に該当し、かつ過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定の適用を受け、かつ減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 2 の対象機械等の耐用年数を適用する機械等
規則第 1 条の 2 第 4 号、第 5 号及び第 6 号	上欄の範囲に準ずる